

さいたま市告示第985号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第3項の規定により、認定公募設置等計画の変更の認定について、次のとおり告示する。

令和8年6月11日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 対象公園の名称
（仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園
- 2 変更の認定をした日
令和8年6月11日
- 3 認定の有効期間
供用開始の日から20年間
- 4 公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設

